

新旧対照表

○延岡市道路占用料徴収条例

新	旧
○延岡市道路占用料徴収条例 昭和56年12月23日条例第30号 改正 昭和60年12月26日条例第24号 昭和63年 3 月31日条例第11号 平成 3 年 9 月25日条例第33号 平成 9 年 3 月31日条例第 8 号 平成11年 3 月29日条例第 7 号 平成12年 3 月28日条例第 7 号 平成13年 3 月30日条例第 5 号 平成18年 2 月20日条例第12号 平成19年 3 月31日条例第56号 平成21年 3 月30日条例第 7 号 平成24年 3 月27日条例第 5 号 平成25年 3 月25日条例第 7 号 平成26年 3 月24日条例第 2 号 平成26年 9 月30日条例第21号 平成27年12月24日条例第47号 平成30年12月14日条例第42号 令和元年 9 月20日条例第14号 令和 3 年12月24日条例第47号 令和 6 年12月18日条例第74号 延岡市道路占用料徴収条例 延岡市道路占用料徴収条例（昭和36年条例第20号）の全部を改正する。 （趣旨） 第 1 条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条第 2 項及び第73条第 2 項の規定に基づき道路の占用料の額及び徴収方法並びに督促手数料及び延滞金の徴収につき必要な事項を定める。 （占用料の額） 第 2 条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第32条第 1 項若しくは第 3 項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議が成立した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に	○延岡市道路占用料徴収条例 昭和56年12月23日条例第30号 改正 昭和60年12月26日条例第24号 昭和63年 3 月31日条例第11号 平成 3 年 9 月25日条例第33号 平成 9 年 3 月31日条例第 8 号 平成11年 3 月29日条例第 7 号 平成12年 3 月28日条例第 7 号 平成13年 3 月30日条例第 5 号 平成18年 2 月20日条例第12号 平成19年 3 月31日条例第56号 平成21年 3 月30日条例第 7 号 平成24年 3 月27日条例第 5 号 平成25年 3 月25日条例第 7 号 平成26年 3 月24日条例第 2 号 平成26年 9 月30日条例第21号 平成27年12月24日条例第47号 平成30年12月14日条例第42号 令和元年 9 月20日条例第14号 令和 3 年12月24日条例第47号 延岡市道路占用料徴収条例 延岡市道路占用料徴収条例（昭和36年条例第20号）の全部を改正する。 （趣旨） 第 1 条 この条例は、道路法（昭和27年法律第180号。以下「法」という。）第39条第 2 項及び第73条第 2 項の規定に基づき道路の占用料の額及び徴収方法並びに督促手数料及び延滞金の徴収につき必要な事項を定める。 （占用料の額） 第 2 条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第32条第 1 項若しくは第 3 項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議が成立した占用の期間（電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に

関する特別措置法（平成7年法律第39号。以下「電線共同溝整備法」という。）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した占有することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間）。以下この項、次項、第4条第1項及び別表備考第7項において同じ。）に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円未満のときは、100円とする。）とする。ただし、当該占有の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占有の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円未満のときは、100円とする。）の合計額とする。 2 前項の規定にかかわらず、占有の期間が1か月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占有の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額（その総額が100円未満のときは、100円とし、1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。）とする。ただし、当該占有の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占有の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額（その総額が100円未満のときは、100円とし、1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。）の合計額とする。 （占用料の減免） 第3条 市長は、占有が次の各号のいずれかに該当するときは、占用料を減免することができる。 （1） 地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業のために占有するとき。 （2） 雨水又は汚水を公設下水道管等に排出する私設排水管の埋設のために占有するとき。 （3） 街路灯、防犯灯等の設置のために占有するとき。 （4） 前3号のほか、市長が特に必要があると認めたとき。 （占用料の徴収方法） 第4条 占用料は、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議が成立した占有の期間に係る分を、当該占有の	関する特別措置法（平成7年法律第39号。以下「電線共同溝整備法」という。）第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した占有することができる期間（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占有することができる期間の末日までの期間）。以下この項、次項、第4条第1項及び別表備考第7項において同じ。）に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円未満のときは、100円とする。）とする。ただし、当該占有の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占有の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額（その額が100円未満のときは、100円とする。）の合計額とする。 2 前項の規定にかかわらず、占有の期間が1か月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占有の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額（その総額が100円未満のときは、100円とし、1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。）とする。ただし、当該占有の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占有の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額（その総額が100円未満のときは、100円とし、1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。）の合計額とする。 （占用料の減免） 第3条 市長は、占有が次の各号のいずれかに該当するときは、占用料を減免することができる。 （1） 地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業のために占有するとき。 （2） 雨水又は汚水を公設下水道管等に排出する私設排水管の埋設のために占有するとき。 （3） 街路灯、防犯灯等の設置のために占有するとき。 （4） 前3号のほか、市長が特に必要があると認めたとき。 （占用料の徴収方法） 第4条 占用料は、法第32条第1項若しくは第3項の規定により許可をし、又は法第35条の規定により協議が成立した占有の期間に係る分を、当該占有の
---	---

許可をし、又は当該占用の協議が成立したとき（電線共同溝に係る占用料にあっては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立したとき（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始したときが当該許可をし、又は当該協議が成立したときと異なる場合には、当該敷設工事を開始したとき））、納入通知書により徴収する。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を5月末日までに徴収する。	許可をし、又は当該占用の協議が成立したとき（電線共同溝に係る占用料にあっては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立したとき（当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始したときが当該許可をし、又は当該協議が成立したときと異なる場合には、当該敷設工事を開始したとき））、納入通知書により徴収する。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を5月末日までに徴収する。
2 市長は、特別の理由により一時に占用料の全額を徴収することが困難であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、これを年2回に分割して徴収することができる。 （占用料の還付）	2 市長は、特別の理由により一時に占用料の全額を徴収することが困難であると認めるときは、前項の規定にかかわらず、これを年2回に分割して徴収することができる。 （占用料の還付）
第5条 既に納入した占用料は、還付しない。ただし、次の各号に該当する場合は、その日の属する月の翌月以降の分を還付する。 （1） 法第71条第2項の規定により占用の許可を取り消したとき。 （2） 天災その他特別の理由があると市長が認めたとき。 （督促手数料及び延滞金の徴収）	第5条 既に納入した占用料は、還付しない。ただし、次の各号に該当する場合は、その日の属する月の翌月以降の分を還付する。 （1） 法第71条第2項の規定により占用の許可を取り消したとき。 （2） 天災その他特別の理由があると市長が認めたとき。 （督促手数料及び延滞金の徴収）
第6条 法第73条第1項の規定により占用料について督促状を発したときは、同条第2項の規定により督促手数料及び延滞金を徴収する。 2 督促手数料は、督促状1通につき100円とする。 3 延滞金は、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、滞納金額につき年14.5パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて計算した額とする。この場合において、延滞金の計算の基礎となる占用料の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算するものとし、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。 （道路予定区域の占用）	第6条 法第73条第1項の規定により占用料について督促状を発したときは、同条第2項の規定により督促手数料及び延滞金を徴収する。 2 督促手数料は、督促状1通につき100円とする。 3 延滞金は、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、滞納金額につき年14.5パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）を乗じて計算した額とする。この場合において、延滞金の計算の基礎となる占用料の額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて計算するものとし、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てるものとする。 （道路予定地の占用）
第7条 法第91条第2項の規定による道路予定区域の占用料については、この条例の規定を準用する。 （罰則）	第7条 法第91条____の規定による道路予定地の占用料については、この条例の規定を準用する。 （罰則）
第8条 詐欺その他不正の行為により占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。	第8条 詐欺その他不正の行為により占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

(委任) 第9条 この条例の施行について、必要な事項は、別に市長が定める。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。 (北方町及び北浦町の編入に伴う経過措置) 2 北方町及び北浦町の編入の日（以下「編入日」という。）前に、道路占用料徴収条例（昭和60年北方町条例第12号。以下「北方町条例」という。）又は道路占用料徴収条例（昭和60年条例第19号。以下「北浦町条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。 3 編入日前に、北方町及び北浦町において法第32条第1項若しくは第3項の規定による許可又は法第35条の規定による同意（電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定による許可又は電線共同溝整備法第21条の規定による協議の成立を含む。）（以下これらを「許可等」という。）を受けた者の当該許可等に係る占用料の額については、第2条の規定にかかわらず、当該許可等を受けている期間に限り、北方町条例又は北浦町条例の例による。 4 編入日から平成23年3月31日までの間において、許可等を受けた者が、当該許可等の期間の満了後引き続き当該道路について許可等を受けた場合における当該期間の占用料の額については、第2条の規定にかかわらず、市長が別に定める。 5 編入日前にした北方町条例又は北浦町条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (北川町の編入に伴う経過措置) 6 北川町の編入の日前に、道路占用料徴収条例（昭和39年北川町条例第34号。以下「北川町条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。 7 北川町の編入の日前に、北川町において法第32条第1項若しくは第3項の規定による許可又は法第35条の規定による同意（電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定による許可又は電線共同溝整備法第21条の規定による協議の成立を含む。）（以下これらを「許可又は同意」という。）を受けた者の当該許可又は同意に係る占用料の額については、第2条の規定にかかわらず、当該許可又は同意を受けている期間に限り、北川町条例の例による。	(委任) 第9条 この条例の施行について、必要な事項は、別に市長が定める。 附 則 (施行期日) 1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。 (北方町及び北浦町の編入に伴う経過措置) 2 北方町及び北浦町の編入の日（以下「編入日」という。）前に、道路占用料徴収条例（昭和60年北方町条例第12号。以下「北方町条例」という。）又は道路占用料徴収条例（昭和60年条例第19号。以下「北浦町条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。 3 編入日前に、北方町及び北浦町において法第32条第1項若しくは第3項の規定による許可又は法第35条の規定による同意（電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定による許可又は電線共同溝整備法第21条の規定による協議の成立を含む。）（以下これらを「許可等」という。）を受けた者の当該許可等に係る占用料の額については、第2条の規定にかかわらず、当該許可等を受けている期間に限り、北方町条例又は北浦町条例の例による。 4 編入日から平成23年3月31日までの間において、許可等を受けた者が、当該許可等の期間の満了後引き続き当該道路について許可等を受けた場合における当該期間の占用料の額については、第2条の規定にかかわらず、市長が別に定める。 5 編入日前にした北方町条例又は北浦町条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (北川町の編入に伴う経過措置) 6 北川町の編入の日前に、道路占用料徴収条例（昭和39年北川町条例第34号。以下「北川町条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。 7 北川町の編入の日前に、北川町において法第32条第1項若しくは第3項の規定による許可又は法第35条の規定による同意（電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定による許可又は電線共同溝整備法第21条の規定による協議の成立を含む。）（以下これらを「許可又は同意」という。）を受けた者の当該許可又は同意に係る占用料の額については、第2条の規定にかかわらず、当該許可又は同意を受けている期間に限り、北川町条例の例による。
--	--

8 北川町の編入の日から平成23年3月31日までの間において、北川町の編入の日前に北川町長の許可又は同意を受けた者が、当該許可又は同意の期間の満了後引き続き当該道路について延岡市長の許可又は同意を受けた場合における当該期間の占用料の額については、第2条の規定にかかわらず、市長が別に定める。 附 則（昭和60年12月26日条例第24号） この条例は、昭和61年4月1日から施行する。 附 則（昭和63年3月31日条例第11号） この条例は、昭和63年4月1日から施行する。 附 則（平成3年9月25日条例第33号） （施行期日） 1 この条例は、平成3年10月1日から施行する。 （経過措置） 2 改正後の延岡市道路占用料徴収条例の規定は、平成3年10月1日以後の占用許可に係る占用料について適用し、同日前の占用許可に係る占用料については、なお従前の例による。 附 則（平成9年3月31日条例第8号） （施行期日） 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。 （経過措置） 2 この条例による改正後の延岡市道路占用料徴収条例の規定は、平成9年4月1日以後の占用許可に係る占用料について適用し、同日前の占用許可に係る占用料については、なお従前の例による。 附 則（平成11年3月29日条例第7号） （施行期日） 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。 （経過措置） 2 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項若しくは第3項の規定による許可を受け、又は同法第35条の規定による協議が成立している占用物件（この条例の施行の日において当該許可又は当該協議に係る占用の期間が更新されたものを含む。以下「既存占用物件」という。）に係る平成11年度以降の各年度における1年当たりの占用料の合計額は、当該既存占用物件ごとにこの条例による改正後の延岡市道路占用料徴収条例（以下「新条例」という。）の規定により算出した1年当たりの占用料の合計額が、前年度の1年当たりの占用料の合計額に100分の120を乗じて得た額	8 北川町の編入の日から平成23年3月31日までの間において、北川町の編入の日前に北川町長の許可又は同意を受けた者が、当該許可又は同意の期間の満了後引き続き当該道路について延岡市長の許可又は同意を受けた場合における当該期間の占用料の額については、第2条の規定にかかわらず、市長が別に定める。 附 則（昭和60年12月26日条例第24号） この条例は、昭和61年4月1日から施行する。 附 則（昭和63年3月31日条例第11号） この条例は、昭和63年4月1日から施行する。 附 則（平成3年9月25日条例第33号） （施行期日） 1 この条例は、平成3年10月1日から施行する。 （経過措置） 2 改正後の延岡市道路占用料徴収条例の規定は、平成3年10月1日以後の占用許可に係る占用料について適用し、同日前の占用許可に係る占用料については、なお従前の例による。 附 則（平成9年3月31日条例第8号） （施行期日） 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。 （経過措置） 2 この条例による改正後の延岡市道路占用料徴収条例の規定は、平成9年4月1日以後の占用許可に係る占用料について適用し、同日前の占用許可に係る占用料については、なお従前の例による。 附 則（平成11年3月29日条例第7号） （施行期日） 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。 （経過措置） 2 この条例の施行の際現に道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項若しくは第3項の規定による許可を受け、又は同法第35条の規定による協議が成立している占用物件（この条例の施行の日において当該許可又は当該協議に係る占用の期間が更新されたものを含む。以下「既存占用物件」という。）に係る平成11年度以降の各年度における1年当たりの占用料の合計額は、当該既存占用物件ごとにこの条例による改正後の延岡市道路占用料徴収条例（以下「新条例」という。）の規定により算出した1年当たりの占用料の合計額が、前年度の1年当たりの占用料の合計額に100分の120を乗じて得た額
--	--

(以下「調整占用料額」という。)を超える場合には、新条例の規定にかかわらず、当該調整占用料額とする。 附 則 (平成12年3月28日条例第7号) (施行期日) 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。 (罰則の適用に関する経過措置) 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 附 則 (平成13年3月30日条例第5号) 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。 2 この条例の施行の際現に納期限を経過しているものに係る延滞金については、なお従前の例による。 附 則 (平成18年2月20日条例第12号) この条例は、公布の日から施行する。 附 則 (平成19年3月31日条例第56号) この条例は、公布の日から施行する。 附 則 (平成21年3月30日条例第7号) (施行期日) 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 改正後の延岡市道路占用料徴収条例の規定は、平成21年4月1日以後の占用許可に係る占用料について適用し、同日前の占用許可に係る占用料については、なお従前の例による。 附 則 (平成24年3月27日条例第5号) (施行期日) 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 改正後の延岡市道路占用料徴収条例の規定は、平成24年4月1日以後の占用許可に係る占用料について適用し、同日前の占用許可に係る占用料については、なお従前の例による。 附 則 (平成25年3月25日条例第7号) この条例は、平成25年4月1日から施行する。 附 則 (平成26年3月24日条例第2号抄) (施行期日) 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。	(以下「調整占用料額」という。)を超える場合には、新条例の規定にかかわらず、当該調整占用料額とする。 附 則 (平成12年3月28日条例第7号) (施行期日) 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。 (罰則の適用に関する経過措置) 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 附 則 (平成13年3月30日条例第5号) 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。 2 この条例の施行の際現に納期限を経過しているものに係る延滞金については、なお従前の例による。 附 則 (平成18年2月20日条例第12号) この条例は、公布の日から施行する。 附 則 (平成19年3月31日条例第56号) この条例は、公布の日から施行する。 附 則 (平成21年3月30日条例第7号) (施行期日) 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 改正後の延岡市道路占用料徴収条例の規定は、平成21年4月1日以後の占用許可に係る占用料について適用し、同日前の占用許可に係る占用料については、なお従前の例による。 附 則 (平成24年3月27日条例第5号) (施行期日) 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 改正後の延岡市道路占用料徴収条例の規定は、平成24年4月1日以後の占用許可に係る占用料について適用し、同日前の占用許可に係る占用料については、なお従前の例による。 附 則 (平成25年3月25日条例第7号) この条例は、平成25年4月1日から施行する。 附 則 (平成26年3月24日条例第2号抄) (施行期日) 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。
--	--

(道路占用料に関する経過措置) 5 第10条の規定による改正後の延岡市道路占用料徴収条例の規定は、平成26年4月1日以後の占用許可に係る占用料について適用し、同日前の占用許可に係る占用料については、なお従前の例による。 附 則 (平成26年9月30日条例第21号) この条例は、公布の日から施行する。 附 則 (平成27年12月24日条例第47号) (施行期日) 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 改正後の延岡市道路占用料徴収条例の規定は、平成28年4月1日以後の占用許可に係る占用料について適用し、同日前の占用許可に係る占用料については、なお従前の例による。 附 則 (平成30年12月14日条例第42号) (施行期日) 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 改正後の延岡市道路占用料徴収条例の規定は、平成31年4月1日以後の占用許可に係る占用料について適用し、同日前の占用許可に係る占用料については、なお従前の例による。 附 則 (令和元年9月20日条例第14号抄) (施行期日) 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。 (道路占用料に関する経過措置) 3 第6条の規定による改正後の延岡市道路占用料徴収条例の規定は、令和元年10月1日以後の占用許可に係る占用料について適用し、同日前の占用許可に係る占用料については、なお従前の例による。 附 則 (令和3年12月24日条例第47号) (施行期日) 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 改正後の延岡市道路占用料徴収条例の規定は、令和4年4月1日以後の占用許可に係る占用料について適用し、同日前の占用許可に係る占用料については、なお従前の例による。 附 則	(道路占用料に関する経過措置) 5 第10条の規定による改正後の延岡市道路占用料徴収条例の規定は、平成26年4月1日以後の占用許可に係る占用料について適用し、同日前の占用許可に係る占用料については、なお従前の例による。 附 則 (平成26年9月30日条例第21号) この条例は、公布の日から施行する。 附 則 (平成27年12月24日条例第47号) (施行期日) 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 改正後の延岡市道路占用料徴収条例の規定は、平成28年4月1日以後の占用許可に係る占用料について適用し、同日前の占用許可に係る占用料については、なお従前の例による。 附 則 (平成30年12月14日条例第42号) (施行期日) 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 改正後の延岡市道路占用料徴収条例の規定は、平成31年4月1日以後の占用許可に係る占用料について適用し、同日前の占用許可に係る占用料については、なお従前の例による。 附 則 (令和元年9月20日条例第14号抄) (施行期日) 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。 (道路占用料に関する経過措置) 3 第6条の規定による改正後の延岡市道路占用料徴収条例の規定は、令和元年10月1日以後の占用許可に係る占用料について適用し、同日前の占用許可に係る占用料については、なお従前の例による。 附 則 (令和3年12月24日条例第47号) (施行期日) 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。 (経過措置) 2 改正後の延岡市道路占用料徴収条例の規定は、令和4年4月1日以後の占用許可に係る占用料について適用し、同日前の占用許可に係る占用料については、なお従前の例による。
--	--

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の延岡市道路占用料徴収条例の規定は、令和7年4月1日以後の占有許可に係る占用料について適用し、同日前の占有許可に係る占用料については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

占有物件		占用料	
		単位	金額（円）
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	<u>620</u>
	第二種電柱		<u>950</u>
	第三種電柱		1,300
	第一種電話柱		<u>550</u>
	第二種電話柱		<u>880</u>
	第三種電話柱		1,200
	その他の柱類		<u>55</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6
	地下電線その他地下に設ける線類		3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>540</u>
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>330</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,100
	郵便差出箱		<u>460</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>830</u>
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,100

別表（第2条関係）

占有物件		占用料	
		単位	金額（円）
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	<u>630</u>
	第二種電柱		<u>970</u>
	第三種電柱		1,300
	第一種電話柱		<u>560</u>
	第二種電話柱		<u>900</u>
	第三種電話柱		1,200
	その他の柱類		<u>56</u>
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6
	地下電線その他地下に設ける線類		3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>550</u>
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>340</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,100
	郵便差出箱		<u>470</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>900</u>
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	1,100

法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>23</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>33</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>50</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>66</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>99</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>130</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>230</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>330</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>660</u>
法第32条第1項第3号に掲げる施設（自動運行補助施設を除く。）及び同項第4号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	1,100
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに <u>0.004</u> を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに <u>0.006</u> を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに <u>0.007</u> を乗じて得た額
	上空に設ける通路		<u>420</u>
	地下に設ける通路		<u>250</u>
	その他のもの		1,100
法第32条第1項第6号	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルに	<u>8</u>

法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>24</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>34</u>
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>51</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>68</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>100</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>140</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>240</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>340</u>
	外径が1メートル以上のもの		<u>680</u>
法第32条第1項第3号に掲げる施設（自動運行補助施設を除く。）及び同項第4号に掲げる施設		占有面積1平方メートルにつき1年	1,100
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	Aに <u>0.005</u> を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに <u>0.008</u> を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに <u>0.01</u> を乗じて得た額
	上空に設ける通路		<u>450</u>
	地下に設ける通路		<u>270</u>
	その他のもの		1,100
法第32条第1項第6号	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルに	<u>9</u>

に掲げる施設			つき1日	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>83</u>
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>83</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>830</u>
	標識		1本につき1年	<u>880</u>
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>8</u>
		その他のもの	1本につき1月	<u>83</u>
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>8</u>
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>83</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>830</u>
		その他のもの		<u>420</u>

に掲げる施設			つき1日	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	<u>90</u>
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	<u>90</u>
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>900</u>
	標識		1本につき1年	<u>900</u>
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>9</u>
		その他のもの	1本につき1月	<u>90</u>
	幕（令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	<u>9</u>
		その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	<u>90</u>
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	<u>900</u>
		その他のもの		<u>450</u>

令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100
令第7条第3号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに <u>0.031</u> を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1月	<u>83</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1月	110
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに <u>0.017</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.025</u> を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに0.019を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.014</u> を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに <u>0.022</u> を乗じて得た額

令第7条第2号に掲げる工作物	占用面積1平方メートルにつき1年	1,100
令第7条第3号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料	占用面積1平方メートルにつき1月	<u>90</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1月	110
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに <u>0.019</u> を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.033</u> を乗じて得た額
令第7条第9号に掲げる施設	建築物	Aに0.019を乗じて得た額
	その他のもの	Aに0.013を乗じて得た額
令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Aに <u>0.023</u> を乗じて得た額
	その他のもの	Aに <u>0.013</u> を乗じて得た額
令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに0.019を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに0.023を乗じて得た額

		額
	その他のもの	Aに0.031を 乗じて得た 額

備考

- 1 第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 6 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 7 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

		額
	その他のもの	Aに0.033を 乗じて得た 額

備考

- 1 第一種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第一種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいうものとする。
- 4 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいうものとする。
- 5 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。
- 6 表示面積、占有面積若しくは占有物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。
- 7 占用料の額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占有物件に係る占有の期間が1月未満であるとき、又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。

